

判決年月日	平成 2 7 年 8 月 6 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成26年(行ケ)10231号		
○ 名称を「分散型システムにおいて複数の関連付けられたマルチメディア資産の何れかを同期させる技法」とする発明について、進歩性を否定して、拒絶査定不服審判請求を成立とした審決を、進歩性判断に誤りがあるとして取り消した事例			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 不服 2013-15336 号, 特願 2011-198143 号

判 決 要 旨

原告は、名称を「分散型システムにおいて複数の関連付けられたマルチメディア資産の何れかを同期させる技法」とする発明を出願した（特願 2011-198143 号）が、特許庁が拒絶査定したので、不服審判を請求するとともに、手続補正（本件補正）を行った。特許庁は、当該不服審判を不成立とする審決をした（不服 2013-15336 号）。

本件補正後の請求項 5 記載の発明（補正発明）は、分散型ネットワークにおいて、そこに参加するデバイス中の写真アルバムが修正されると、当該ネットワークに参加する他のデバイス中の写真アルバムを自動的に同期させる装置に関するものである。

本判決の説示に関連する引用例は、主に、特開平 11-2193303 号公報（甲 1）に記載された発明（引用発明）である。本判決は、補正発明と引用発明との相違点の認定について、審決と異なる判断をした。

審決は、補正発明と引用発明の相違点を、補正発明では、コンテンツが「複数のデジタル写真を含む写真アルバム」であるのに対し、引用発明は、コンテンツが「テキストデータ、画像データ、音声データ、コンピュータプログラムなど（ひとまとまりの情報（例えば、1 のファイル））」である点、と認定した。

本判決は、引用発明は、ある特定のデバイスとそれ以外のデバイスとの間において、写真アルバム変更の検出による関連する他方の写真アルバムの自動的な同期を双方向に行う構成に相当する構成を含まないから、相違点を、補正発明の場合は、「分散型ネットワークにおいて、写真アルバムの集合を自動的に同期させる装置」であるのに対し、引用発明の場合は、「分散型ネットワークにおいて、多数のデータベースヘデータを同期させる装置」であると認定すべきであり、審決の認定には誤りがあるとして、これを取り消した。